

議 事 日 程 (第2号)

令和6年9月9日(月曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第2号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第3号 令和5年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第4号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第5号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第6号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定について
て
日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(6名)

2番	安 保 泰 男	3番	安 江 健 二
4番	今 井 美 和	5番	今 井 美 道
6番	桂 川 一 喜	7番	樋 口 春 市

欠席議員(1名)

1番 安 江 真 治

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	河 田 孝
村 民 課 長	安 江 透 雄	村 民 課 課 長	安 江 由 次
産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人	地 域 振 興 課 長	今 井 信 和
建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹	教 育 課 長	村 雲 修
教 育 課 課 長	渡 辺 泰 司	保 健 福 祉 課 長	安 江 修 治
診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	安 江 真 紀 子
監 査 委 員	安 江 裕 尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 今 井 恭 兵

◎開議の宣告

○議長（今井美和君）

本日の出席議員は6名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男さん、3番 安江健二さんを指名します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第2、認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前9時34分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程中の認定第1号から認定第7号までの7件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

決算説明資料の42ページ下段のほうにあります林業活性化担い手育成事業のうち、補助金に当たります林業活性化担い手育成補助金の部分についての質問になります。

事務報告書ですと122ページになろうかと思えますけれども、監査の折に、この補助金につきましての要件等につきましてはしっかり説明を受けましたので、現時点での要件は満たしているという報告は受けておりますが、この補助金制度を設立したときには、財源が一般財源でありまして、なおかつごくごく慎重にこの補助金を出していただきたいと。

特に補助金の総額が、5年間で1事業者が900万受け取るという結構大きな補助金になっております。村の補助金のうち、1,000万弱の補助金を受け取るような補助金制度の場合は、報告書のみならず、要件であるとか、本当に村民にとって不公平のないような補助金制度を担保するということが今後大事になってくるかと思ひまして質問したわけですが、監査の折に質問したわけですが、この本会議場での質問におきましては、設立時に最初言われておりました、まず当然、木の消費というものを促すというのが最大の目的である。それと同時に、なかなか木が収入に結びつかないがゆえに、経営者がその木に関する雇用をやろうと思うときの人件費を繰り出すのが結構大変だから、この人件費をきちんと補助することによって雇用を促進していただきたいと。

そういう目的の中で、一つには当然事業がその木に関するものであるということをお初めに担保するということをおまずスタートとし、もう一つは、ただ単に従業員が雇用されているのではなくて、やっぱり木のために今後邁進していただくために一定の何かしらの研修を付加するというおことで、お初めの立ち上げのときに議会への説明があつて始めたおことですが、現時点でその要件がどうなつておるかということをお問ひかけましたところ、現時点では一切研修については要件の中から外してしまつておると。なので、単純に業者が、業種が森林関係であればよしと。それから、一旦申請が行われておりますと、それが結果的にどうなつておるかの報告は要らなくて、5年間雇用を続けておる限りはもらい続けると。

もう一個、よく村民から問合せがあるのは、その後、その仕事に従事し続けおないときはどうなるんだ。でも、この場合は、実はこの制度の組立てからいおると、返還義務もなければ、従業員がどうなるかについての保証は、当然労働の関係ですから、雇用主はそこまでの強要はできないということと、結果的にその後、村にとって大事な雇用、森林に従事する人材として担保されておないといおうのが今回の事業の残念な部分として浮き上がつてきた点だと思ひておいます。

それで、今年度の決算の状況はそうであろうとしても、今後この事業といおうのが、ほかの村民が聞いたときに、やっぱり1事業者が5年間にわたつて900万を受け取る、幾ら財源が森林環境税だからといおつて、それが果たして本当に全ての住民が納得できる制度であろうかといおう点に疑問を感じるのが今回の決算を通じて感じたおことでありましたので、これに対する村の考え方とか今後どうしていくべきであろうかといおうお答えをいただきたいと思ひておいます。よろしくお願ひします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

研修のことについては、ちょっと私、失念しておりますので、そういう制度であつたかどうかは、課長、分かりますか。じゃあ、後で答えさせます。

もともとこの政策は、森林環境譲与税が充当できる云々の前に、衰退していく林業関係事業者、林業だけじゃなくて木に関連する事業者の雇用を安定させて、村の活性化を目標としてやる事業といおうことで、その辺は議員もお分かりをいただいておると思ひております。成果も上がつておるといおうことです。

ただ、制度設計上、5年過ぎた後どうなっているかというところまでは担保できないのは御指摘のとおりですが、政策を打つ場合は、そこまではちょっと考えられずに、5年間の間の担保だけでやっておりますが、そこはやっぱり制度でやるのではなくて、事業者の善意的な管理の下でしっかりとこれが続けておっていただけるというふうに信じてやっておるといふところでもあります。

ただ、生活のこともあったり、いろんなことがあって職を辞職される方もないわけではないので、そこは残念な結果にはなると思います。しかし、私は、そういうことがあるからといって、こういう制度をやめるといふ議論はしたくないというふうに思っています。

このことによって、森林組合あるいはほかの事業所にも後継者として村へ帰ってきて、これから本当に東白川村の力になっていく、そういった青年たちが就業しておってくれますので、これは投資的経費としては、私としては政策的に十分目的を達しながら動いているというふうに考えております。これからはしっかりとした保全管理をしながらも続けていく所存ですので、答弁とさせていただきます。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

研修につきましては、例えば森林組合に入りたい場合に、当然林業の経験がない者もいらっしゃいます。そういう方につきましては、安全衛生上必要な研修、刈り払い機の研修だとか、チェーンソーの研修だとか、高所作業での研修だとか、そういうものは必須でございますので、アカデミーとかそういったところで研修を受けさせております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

研修につきましては、実は現状がそうであろうというのは分かるけど、その最初の組立ての中で、特に建築に携わる大工学校への就学というのが一応最初の目的に入っております、そのほかの企業につきましては、それに類するような一定の研修をとということで実は議会の全協で説明があつて、じゃあそういうことならということだったんですが、最終的に制度設計の段階で成文化されていないんじゃないかということがこの間の監査の折に分かりまして、一定の何かしらの成文化が必要かなということは監査の折にも申し上げておりましたので、今の答弁におきましても、現状ではそうであろうというのは分かりますけれども、やっぱり900万というような補助金を受ける際は、もう少しきちんとした制度設計が必要かなということで質問させていただきましたので、これはそのお答えで十分だったと思います。

それで、先ほどの村長のお答えに対しての質問になりますけれども、言わんとすることは実はよく分かります。ただし、今のこの制度は御褒美としての制度になっていて、実は雇おうと思ったときに大変だから、要は人件費を繰り出す部分が足りないから、ぜひとも人件費を補助してください

という制度であれば、このお金の使い道は本当に有効に使われているとみなせるんですけども、残念ながら実際には、1人や2人雇用できる力がある企業が、なお木に関して雇用をしたから、足りないお金をくださいではなくて、今の時点でも十分な利益が出ていると思われる企業がそのまま5年間で900万を受け取っておられるような節があると思います。

となれば、じゃあこの制度がなかったら雇用をやめてしまったのか。やめてしまうんだとしたら、村長のおっしゃるとおり、ぜひともこの補助金を出して雇用を促進しなきゃいけません。でも、この補助金がなくても同じように雇用を進め、ただ、現状におきましては、一定の利益が企業のほうに生まれているのでありましたら、やっぱりこの制度というのは今後将来にわたって見直していきながら、実際の森林環境税の使い道として、まだまだ現場でお金が足りないという現状の中で働いてみえる人が多いので、もっともっと現場へ直接そのお金が届くような森林環境税の使い道というのを今後模索していただけないかということを再度質問として投げかけて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

その企業さんが余裕があるかないかというところまでを我々が調べて、さっき6番議員さんがおっしゃったように、補助金がなかったら雇えなかったかどうかの判断というのは非常に難しい話だと思います。だから、むしろ私は善意的に考えて、やっぱりこれがあるから一人でも増やして仕事を増やそうという、拡大しようという経営者の努力がそこで出てくるというふうに信じておりますので、ちょっと考えが違うなあと思ってお聞きをしておりました。

その事業がもうかるというか利益が出て、人を増やしてくれることによって利益が出て、言わば事業拡大をしていただいて材木が売れていくということは、当然村の利益になっていくというふうに考えますので、その物差しでこの事業をはかられたくはないなというふうなのが私の持論であります。

好調に売上を伸ばしていただく企業があればこそ、リーディングカンパニーとして全体を引っ張っていただけてということもございますので、また森林組合については、これは全500人余の組合員の森林を管理するという大きな仕事をやっておっていただくので、それについては、森林組合もそう言われれば利益が出ておるから要らんやないかという話になってしまうんですけど、十分この制度の目的を達成しながらやっていっているというふうに思います。

個々の企業の経営のところまで踏み込む制度には、なかなか難しくてやれない。やれないというか、私はやるべきではないと。申請があつて制度に合っておれば、むしろ雇用していただいて拡大をしていただくとするのが本意ではないのかなというふうに思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ここは、もう本当に村長と考えの違うところだというのは、もう伺いましたけれども、信用しているから成文化したものが要らないというのは、実はこういう制度の上では間違っているんじゃないかと思ってもう一回質問しますが、把握していないのではなくて、きちんと、やっぱり900万の補助金を出しているんだとしたら、報告書として一定の経営状態がどうであるかという報告は必要かと思います。それに依拠して出すか出さないかではなくて、やっぱり5年間で900万、もしくは2人、3人と雇うと、1,800万、2,700万という数字を受け取る可能性のある企業につきましては、その経営状態を把握するということは、信用するとかしないではなくて、補助制度の立てつけとして必ず村は把握していただきたいという思いであります。

本当に把握する気がないのか。信用しているからこそ、しっかりと書類を提出していただいて、その企業がどういう経営状態であるという報告を一応受け取っておくべきではないかと思えます。これについてのお答えもよろしく申し上げます。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

検討させていただきます。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番。

○5番（今井美道君）

決算の全協の質疑の続き、3度質問してしまいましたので続きになりますが、事務報告書の228ページ、あるいは本日診療所の事務局長から提出いただいた経営状況、これで先ほどの続きをちょっとお伺いしたいと思います。

外来の患者数が減りました。老健施設は多少増えていますということですが、ベッド数からしてみればまだまだかなという気もしますというお話はしたんですが、やはりここに、昨年より減っているとはいえ、一般会計の繰入金、運営費分としてかなりの金額が入っております。昨年より減っていますけれども、特別調整交付金ということで近隣の診療所の件について増えていますので、それを合わせるとそんなに変わらないかなということも思います。

東白川の村営の診療所があつてよかったなあと思ったのは、やはりコロナのときでした。村長が迅速な対応もしていただいて、職員の方も対応がスムーズにやっていたということ、この件に関して何か思うわけではないんですが、やはり一般会計を繰り入れて、かなりの金額を繰り入れて運営しているということでは、やはり多少の民間感覚を持って収入を増やす、支出を減らす、こういった努力をしていただいた上での一般会計の繰入金だと思いますので、この辺り、もう少し何かしらの対策、今後の思われることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

質問にお答えをいたします。

先ほど説明をさせていただきましたが、補足というか、ちょっと足りませんでしたので改めてということで、まず診療所の改善策としまして、カンファレンスと呼ばれる職員の会議、これを行っていきまして、これで診療所の問題点を話し合います。改善に努めているということと、それから待合で患者さんからアンケートをいただいて、それらの意見も反映を目指しております。

それから2つ目に、老健の利用率ということで、16床あるうち今現在12.2ということなんですけれども、今年度の業績目標としまして14床以上という目標を掲げております。これに職員は取り組んでおるといことです。

あと、それから3つ目としまして、10月から始まるつちのこバス、これで利用しやすい診療所になるように現在予約の取り直しを行っていきまして、集中していた予約が分散するというようなことで、以上の3点について目標にしたいと思い、努めております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

老健のほうの14床目標ということをお伺いしましたけれども、今年度も4月から9月まで来ましたが、この辺り、その14床に近づいているのかどうか、ちょっと併せてお伺いします。

○議長（今井美和君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

職員が若干、3月で定年退職、それから個人での希望退職となりまして、4月、5月は若干手薄でしたけれども、新しく職員を募集して現在は充足しておるといことで、7月、8月あたりは14人に近い利用率となっております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

8月、9月、いい数字が出ているということで、また今年度も期待しておりますが、これから予算をまた組んでいくわけですけれども、一般会計の繰入金というのは、やはり村の予算にとって大きいものになってきますので、この辺りを、やはり先ほど申しましたようなお金を持ってきて支出

を減らすという、そういった基本的なところを頑張ってやっていただきたいなと思いますので、カンファレンスであったりアンケートで診療所内で努力されていることを伺いましたので、期待して待ってりたいと思いますが、一般会計繰入金、特別会計の特別調整交付金、こういったものを、無限にあるわけではないと思いますので、この辺り、今後の見込みというか、今まで事務局長のほうからも伺いましたけど、村長のほうから少しこの経営というものについて伺いたいと思います。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

確かに指摘のとおり、赤字になれば全部埋めていくよという、そういうことでは、これは駄目だなあというふうには思います。経営努力という一言で片づけずに、村民の皆さん方がしっかりと安定して信頼を置きながら使っていただける診療所を目指して、職員の資質の向上が一番ではないのかなと自分は思っています、あとは診療科目について、できる限り御利用いただけるような医師の補充をしっかりしてやっていくことが一番患者数を増やすことになる。疾病は増やすわけではなくて、ほかへ行っている患者さんをこちらへ引き戻すというような対策もこれからしていかなきゃいかんなあというふうには思っています。

目安としては、令和5年度決算以上のなるべく繰入金を起こさないように、突発的な故障だとか、修繕とか、そういうのはちょっと別としまして、普通の収支においてはこのぐらいで運営ができていけるというふうなもくろみで、ただ令和4年度、5年度については、ちょっと繰越金をしっかり持たないと年度当初の事業運営がうまくいかないというようなことがあって、若干多めに繰入金を入れながらやってきたということもございますので、そういうふうになってございますけど、昨年よりは、令和5年度は令和4年度より少しは減らしたというふうな結果も出てきましたので、コロナが5類になって、これからは本当に地域のためにあるべき姿の診療所をこれからも構築していくよう努力をしていきたいというふうには思っております。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安保泰男さん。

○2番（安保泰男君）

私は、令和5年度の決算の賛成の立場を表明し、その理由を述べさせていただきます。

まず、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4年目を迎え、支援額は減少したものの、引き続き地域経済や住民生活の支援が行われました。具体的には、公の施設の

省エネ化事業、プレミアム商品券の発行、給食費や水道使用料の支援、肥料価格高騰への対策、低所得者への支援など、村民の生活に直結する重要な施策が実施されました。特に肥料価格高騰対策や低所得世帯支援給付事業は、農業者や弱者支援に直結するものであり、村としての支援体制を評価できる内容です。

また、ふるさと納税制度による収入が初めて5,000万を超え、5,751万円を基金に積み立てることができた点も特筆すべき成果だと思います。村の財源確保に貢献するふるさと納税の伸びは、村の魅力や返礼品の工夫が功を現した結果であり、今後もさらなる拡充が期待されます。

財政面では、一般会計予算が前年比7.2%増加した中で、実質収支額3億929万円を確保し、財政健全化に努めている点も評価します。繰入金的大幅な増加があった一方で、財政調整基金の取崩しや小中一貫義務教育学校設備基金への積み戻しが行われたことから、持続可能な財政運営を目指していることが明確です。自主財源の増加も含め、村の財政基盤の安定化に向けた取組が実を結んでいると感じています。

ただし、地方債の元利償還金の増加に伴い、実質公債費比率が15.8%と上昇している点については、今後の財政運営における重要な課題として認識をしております。しかし、この課題についても、計画的な地方債の発行や債務管理の徹底により、健全な財政維持が可能であると信じています。

防災対策に関しても、令和5年度は能登半島地震への支援活動を通じて9名の派遣職員が貴重な経験を積むことができました。この経験は、今後、東白川村の防災対策強化に大いに生かされることが期待されます。

村づくりにおいては、集落支援機構が本格的に活動を開始し、地域活性化の中心的な役割を果たすことができると思います。今後も地域協力隊や会計年度任用職員の活躍を期待するとともに、ふるさと納税事業における寄附額の大きな増加は地域発展への関心が高まっている証拠であり、さらに魅力ある村づくりを進めていくことが重要です。

最後に、教育や社会教育分野においても、少子化対策としての小中一貫校の設備準備が進んでいることも、またポストコロナの時代における生涯学習のメニューやスポーツ普及の取組が評価されます。

先ほどの話にありましたように、国保診療所が頼れる村の診療所を目指す姿勢も今後の村民の健康維持に大きく寄与することだと思います。

以上の理由から、令和5年度の決算に対して私の立場を表明します。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第

7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり承認されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井美和君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

○議会運営委員長（安江健二君）

令和6年9月9日、東白川村議会議長 今井美和様。議会運営委員会委員長 安江健二。

閉会中の継続調査申出について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申出をします。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項について。

以上でございます。

○議長（今井美和君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美和君）

本定例会の議会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員